

第 4 期地域福祉計画（平成 28 年度）の進捗状況について

<平成 28 年 12 月末現在>

保健福祉部福祉課

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
基本目標 1 市民のニーズに応えた適切なサービスの提供				
1	総合相談体制の充実 ■計画書 P59～60	① 高齢者支援センター （地域包括支援センター） 総合相談、介護予防、日常生活支援の推進 による高齢者への支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4か所の高齢者支援センター（地域包括支援センター）で、二次予防事業対象者（*1）の介護予防ケアマネジメントや要支援認定者への予防給付ケアマネジメント（*2）、総合相談支援、権利擁護など、多岐にわたる高齢者支援を実施しています。 ・ 配置職員数 18 名 （高齢者センターに 4～6 名配置） 主任ケアマネジャー } 3～4 名 保健師等 } 社会福祉士 } 予防給付ケアマネジメント担当 1～2 名 ・ 総合相談件数（訪問・来所・電話） 平成 28 年度 延べ 11,584 件 （4 月～12 月） （平成 27 年度 延べ 15,351 件） *1 二次予防事業対象者 要支援または要介護状態となるおそれがある虚弱な高齢者のこと。 *2 予防給付ケアマネジメント 要支援者認定者を対象に、介護が必要な状態とならないよう、介護予防サービス等の利用を支援すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者支援センターの設置数は現状を維持し、予防給付ケアマネジメント数の増加に対応できるよう、担当職員の計画的な配置を検討していきます。 ・ 総合相談件数も増加していくことが見込まれ、高齢者が安心して暮らせることを目指し、個々の相談に関係機関と連携を図りながら、継続的に対応していきます。 ・ 地域包括ケアシステムの実現へ向け、地域での支え合い体制による閉じこもり予防や、認知症高齢者等への地域の見守り体制など、地域関係者や関係機関と連携し、日常生活圏域内の社会資源等を活用しながら、支援体制の構築を目指していきます。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度 の 取 組 み	評価と課題等
		<p>② 障がい者相談支援事業所 相談支援事業所（生活支援・就労支援）による障がい者への支援の充実を図ります。</p>	<p>市内の社会福祉法人 2 法人へ委託 生活支援事業（北海長正会） 総相談件数 平成 28 年度 5,091 件 （4 月～12 月） （平成 27 年度 6,557 件）</p> <p>就労支援事業（北ひろしま福祉会） 総相談件数 平成 28 年度 2,914 件 （4 月～12 月） （平成 27 年度 3,808 件）</p>	<p>相談支援業務については、相談件数が障がい児・者の増加により、年間延べ 1 万件を超える状況になってきていること、相談内容が複雑化していることなどから、相談員を増員し、相談支援体制の充実を図っていく。</p> <p>生活支援事業については、委託による相談支援の他、計画相談支援・障害児相談支援も実施しており、障がい当事者のニーズを聞き取る中で、より手厚い支援が必要となるケースや、相談者の支援をきっかけに、他の同居家族への支援が必要なケースも増えてきている。</p> <p>就労支援事業については、就労に特化した相談支援事業所のノウハウを生かし、関係機関（ハローワーク、障がい者雇用企業など）と連携が図られ、一般就労に結びついている。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の実績	評価と課題等
		<p>③ 地域子育て支援センター 育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの支援など、地域の総合的な子育て支援の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援コーディネーター専任職員配置により、子育て支援事業や子育て相談に対応している。 ・相談件数 平成 28 年度 417 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 415 件) ・インターネットサイト「北広島市子育てサイト」を開設(平成 29 年 1 月から)し、メールでの相談受付も実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子が集まりやすい子育て支援センターに、専任職員を配置したことにより相談しやすい体制となっている。引き続き相談の充実を図る。 ・子育てサイトの開設により、必要な情報を容易に入手しやすくする。また、メールでの直接相談にも対応していく。
		<p>④ 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員 児童虐待やDVなどの相談支援の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員 3 名を家庭児童相談員と母子・父子自立支援員の兼務体制とし、相談に対応している。 ・家庭児童相談員相談件数 平成 28 年度 2,914 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 3,150 件) ・母子・父子自立支援員相談件数 平成 28 年度 1,229 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 2,751 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待やDV等の相談件数は増加しており、引き続き相談支援の充実を図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
		<p>⑤ 子どもサポートセンター 学校などとの連携を含め、多岐にわたる相談支援を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談員を市教委や各小中学校に配置し、関係機関と連携しながら相談支援を実施している。 ・臨床心理士相談件数 平成 28 年度 271 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 387 件) ・教育相談件数 平成 28 年度 86 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 102 件) ・心の教室相談件数 平成 28 年度 236 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 287 件) ・スクールカウンセラー相談件数 平成 28 年度 597 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 373 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な相談に対して柔軟に対応できるよう、今年度からスクールソーシャルワーカーを市教委と適応指導教室みらい塾に 1 名ずつ配置し、教育相談体制の拡充を図った。 ・各学校において不登校をはじめとする相談事案が増加傾向にあることから、スクールカウンセラーや心の教室相談員を積極的に活用し、問題の早期改善・解消に努める。 ・引き続き、学校や関係機関と連携しながら相談支援の充実を図る。
		<p>⑥ 生活困窮者自立相談支援事業所 相談支援事業所を設置し、ハローワーク等と連携を図りながら、雇用や生活等に関する相談支援体制を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人えぽっくへ委託 相談件数 平成 28 年度 延べ 71 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 延べ 103 件) ・住居確保給付金給付件数 平成 28 年度 0 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 延べ 8 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数はやや減少している。事業所の周知は拡大していると思われるが、引き続き周知を徹底していく。 ・住居確保給付金については、相談者の中で要件を満たす対象者がおらず、給付に至っていない。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の実施	評価と課題等
2 1	福祉情報の提供体制の整備 ■計画書 P61	① 市の広報紙での情報提供や啓発活動に努めます。	・適宜掲載し、情報を提供している。	・掲載スペースに限りがあるが、市民が福祉情報を入手する方法としては有効な手段である。 ・引き続き、適宜掲載し、情報提供を行っていく。
		② 市のホームページでの情報提供や啓発活動に努めます。	・くらしの情報として、福祉・介護、健康・医療、子育てなどに関する情報を掲載している。 ・子育てに関する情報を一元的に発信し、子育て世帯が必要な情報をできるだけ容易に入手できるよう、「北広島市子育てサイト」を開設（平成29年1月から）	・広報紙と比べ、情報量が多くなっても、タイムリーに掲載することができる。 ・最新情報の提供、更新の徹底を図る。
		③ 各種ガイドブックの作成と情報提供に努めます。	・「子育てガイド」、「保育所ガイド」、「学童クラブのしおり」「高齢者サービスガイド」、「ともに暮らしていくために（障がい者サービスのガイドブック）」、「健康カレンダー」などのガイドブックを作成し、窓口配付などにより、制度の周知を図っている。	・各種制度の改正等に合わせ、内容の精査、充実を図る。
		④ 点字広報、声の広報（朗読）、音声コード付き行政情報の提供など、情報バリアフリーの推進に努めます。	・市広報紙・議会広報紙について、視覚障がい者のための点字広報、声の広報を発行している。また、障がい者サービスのガイドブックについては、音声コード付きのものを作成している。	・引き続き、情報バリアフリーの推進を図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成28年度の取組み	評価と課題等
		⑤ 町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、NPOとの連携と情報共有を図ります。	・福祉に関する制度の周知や講演会等の開催について、町内会・自治会への回覧などにより呼びかけを行っている。 ・その他各種事業を通じて協力、呼びかけなど連携を図っている。	・情報提供に努め、引き続き連携を図る。
2 2	社会資源ネットワークの整備 ■計画書 P62	① 社会福祉協議会を中心に、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、町内会・自治会、NPO、ボランティア、老人クラブ、福祉団体など、地域で活動する人たちを結ぶネットワークの連携を強化することで、地域生活に密着した課題への対応や支援の充実を図ります。 ② 地域活動を支援する人材の育成について検討します。	・地域福祉推進事業など、社会福祉協議会や地区社会福祉委員会を中心に、町内会・自治会、民生委員児童委員等と協力して、地域での見守り活動、サロン活動、交流会、講演会、まつりなどを通じて、連携が図られてきている。 ・社会福祉協議会では、職員を各地区担当窓口として置き、地区社会福祉委員会の活動に対する支援や北広島市たすけあい会議等への参加により地域の関係者等と連携を図っている。	・社会福祉協議会を中核としたネットワークにより、連携強化が一層図られるよう、必要な支援を行う。 ・各地区社会福祉委員会や町内会・自治会と連携を図り、引き続き地域福祉活動を支援していく。
2 3	権利擁護体制の確立 ■計画書 P63～64	① 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）や成年後見制度の啓発に努めるとともに、様々なニーズに対応できる一体的かつ継続的な権利擁護体制として、「(仮称)権利擁護センター」を設置して、市民後見人の育成などを行いながら関係機関と連携して総合的な支援を行います。	○成年後見センター 成年後見制度利用に関する総合相談、手続き支援、普及・啓発、市民後見人の養成等を行い、様々なニーズに対して総合的かつ継続的支援を行うため、社会福祉協議会に社会福祉士を配置し、成年後見センターを7月に開設し、7月14日に開設イベントを行っています。	・成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の養成等の中核となる「成年後見センター」を開設しています。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
			<p>成年後見センター開設記念事業 「後段で学ぶ成年後見制度」 251人 成年後見制度相談件数 211人 成年後見人養成講座受講生 4人 成年後見人養成講座修了生 フォローアップ研修 1回</p> <p>○成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の適切な利用が図られるよう、市長申立てや報酬費用を助成する成年後見制度利用支援事業を整備しています。 市長申立てとは、成年後見制度の申立てをする親族がない場合に市長が申立てを行います。</p> <p>○成年後見制度相談件数 平成28年度 実19件 延べ42件 (4月～12月) (平成27年度 実33件 延べ66件)</p> <p>○市長申立て 平成28年度 1件 (4月～12月) (平成27年度 0件)</p>	<p>・成年後見センターが相談機関として地域に浸透していくよう、連携協力していきます。</p> <p>・成年後見制度の適切な利用が図られるよう、成年後見制度利用支援事業実施要綱を整備しています。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
		<p>② 高齢者支援センターによる高齢者虐待、消費者被害の相談支援を行います。</p>	<p>・虐待に関する相談や支援は、対応マニュアルに基づいて、関係機関と連携を図りながら対応しています。</p> <p>○虐待相談件数／認定件数 【高齢者】 平成 28 年度 15 件／6 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 17 件／9 件) 【障がい者】 平成 28 年度 12 件／0 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 9 件／0 件)</p> <p>・消費者協会等と情報を共有しながら、高齢者支援センター等と連携し、悪徳商法や特殊詐欺等に関する注意喚起を行っています。</p>	<p>・高齢者虐待に関する相談では、個々にケース会議を開催し、支援の方向性や関係機関との役割分担を明確にしながら、迅速な対応に努めていきます。</p> <p>・虐待は高齢や障がい、生活困窮など様々な要因により発生するため、保健福祉部内で横断的支援を行っています。</p>
		<p>③ 支援充実に向けて、支援体制の充実や支援者のスキルアップを図ります。虐待については、緊急時に迅速かつ円滑に支援できる体制づくりを進めます。</p>	<p>高齢者虐待防止研修会 平成 28 年度 2 回 74 人 (平成 27 年度 2 回 100 人)</p> <p>北広島市と厚別警察署の連携推進会議 平成 28 年度 2 回</p>	<p>・虐待は警察や消防、介護保険関係事業所等との連携や住民の理解により、早期発見・早期対応を図ることが重要なことから、連携強化や理解を深めるための会議・研修等を継続的に実施しています。</p>
		<p>④ 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員による子どもの虐待、DVの相談支援の充実を図ります。</p>	<p>・非常勤職員 3 名を家庭児童相談員と母子・父子自立支援員の兼務体制とし、相談に対応している。 (再掲)</p>	<p>・児童虐待やDV等の相談件数は増加しており、引き続き相談支援の充実を図る。 (再掲)</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
		⑤ 虐待防止センターにおいて、障がい者の虐待に関する相談支援を行います。	平成 28 年度 相談・通報件数 12 件 虐待の事実があると判断した 件数 0 件 (4 月～12 月) 〔平成 27 年度 相談・通報件数 9 件 虐待の事実があると判断した 件数 0 件〕	・障がい者虐待防止事業については、今後とも虐待事案が発生した際には適切に対応する。
2 4	高齢者等の孤立死を防止する体制整備 ■計画書 P65	① 介護事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店など高齢者等の自宅を訪問事業者のネットワークを活用して安否の確認を行います。	・日常的に自宅を訪問する事業者を活用し、生活に異変があった場合に連絡をもらい、安否確認を行っています。 ○協力事業者数 21 事業者 ○見守り事業 通報件数 平成 28 年度 2 件 (4 月～12 月) (平成 27 年度 5 件)	・協力事業者を増やし、地域の見守りのネットワークをさらに拡大できるよう検討していきます。
		② 一人暮らしの高齢者および重度身体障がい者に対し、急病などを通報する緊急通報装置を貸与し、地域の協力員と連携しながら安否の確認を行います。	平成 28 年度 (4 月～12 月) ・設置利用者数 110 件 ・緊急通報件数 7 件 ・設置者数 0 件 平成 27 年度 ・設置利用者数 139 件 ・緊急通報件数 9 件 ・設置者数 15 件	・高齢者等の日常生活での不安の解消と安全確保の観点から、広報、サービスガイド、関係機関等を活用し、広く周知し、緊急通報システムの普及に努めます。
		③ 支援を必要とする高齢者などを把握するため、関係機関と連携して情報収集に努めます。	・65 歳、75 歳の到達者と 65 歳以上の転入者を対象に、民生委員児童委員と連携を図りながら、高齢者の健康と生活状況を個別訪問により把握しています。 ○実態調査対象者数 1,909 人	関係機関と情報を共有しながら、連携を行い、地域の高齢者を広くケアする体制を整えていきます。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
基本目標2 現状に対処した福祉事業のさらなる展開のために				
3	多様性を増している民間活動の発掘、支援、育成 ■計画書 P66	① 住民ニーズの把握 各種調査により多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、民生委員児童委員などと連携を図り、地域で問題を抱える高齢者や障がい者等の早期発見・支援に取り組みます。	・65歳、75歳の到達者と65歳以上の転入者を対象に、民生委員児童委員と連携を図りながら、高齢者実態調査を実施した。	・高齢者実態調査や各種計画策定時の実態調査などをおし、住民ニーズの把握に努める。 ・住民ニーズ把握のため、引き続き民生委員児童委員と連携を図る。
		② NPO（非営利活動団体）や民間との連携・協力・支援 NPO活動は市内でも活発で、福祉サービスの担い手として不可欠の存在です。今後も、NPOへの事業委託を進めるなど、NPOとの連携・協力・支援を促進します。	・高齢者や障がい者、児童に関する福祉サービスの委託を通して、NPOとの連携を図っている。 ・民間事業者の福祉事業への参入により社会資源の拡大が図られている。	・引き続き、NPOとの連携・協力・支援を図る。
		③ サービスの量的な確保や質的な改善に向けて、民間で可能な事業は委託を進めるなど、福祉事業を営む民間事業者の参入を促進します。 地域での雇用の受け皿として期待され、また、地域へ貢献できる福祉分野でのコミュニティビジネスを支援します。	・コミュニティビジネス創業経費の一部を助成している。 ・創業支援としてアドバイザーによる起業相談や経営相談を実施している。 （経済部で所管）	・引き続き、コミュニティビジネスに対して支援を図る。
4	保健、福祉、医療との垣根のない連携 ■計画書 P67	① 相談窓口には保健、福祉、医療の専門職を配置します。	・障がい、高齢者など福祉部門に保健師や社会福祉士などを配置している。	・相談窓口には、引き続き専門職を配置する。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
		<p>② 保健、福祉、医療部局と関連する福祉機関との連携強化、情報共有を図ります。</p>	<p>・保健、福祉、医療の専門家や関連する福祉機関との連携により、サービスの効果的な提供を図っている。</p> <p>・高齢者分野の地域たすけあい会議や障がい者分野の自立支援協議会に各関係機関から参加することにより、連携や情報共有が図られてきている。</p>	<p>・引き続き、連携強化を図る。</p>
<p>基本目標3 地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進</p>				
<p>5 1</p>	<p>ボランティアが活動できる環境づくり</p> <p>■計画書 P68～69</p>	<p>① ボランティアセンターの充実に向けた支援</p> <p>社会福祉協議会のボランティアセンターが、ボランティア参加希望者とボランティアを必要とする人の結びつけを実施していますが、さらに、身近な生活課題を地域で解決するためのネットワークの整備など、市民が参加しやすい仕組みづくりが必要です。</p> <p>また、ボランティアが市民にとって身近なものと感じられるようなボランティア情報の提供も必要です。</p> <p>そのため、ボランティアセンターの充実に向けた支援を図ります。</p>	<p>・ボランティア活動の普及・啓発及び総合調整機関であるボランティアセンターを核に、児童生徒や学生から一般の方々まで連携しながら活動が図られるよう、ボランティアセンター事業への助成を実施している。</p>	<p>・ボランティアセンターを中心とした取り組みにより、一層の充実に向け、引き続き支援を図る。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
		<p>② NPO（非営利活動団体）への市民参加の促進</p> <p>NPOが地域福祉サービスに果たす役割は大きく、多くの市民がその活動に関心をもって参加が進むよう、NPOへの支援や啓発に努めます。</p> <p>また、NPOの組織基盤の強化を進めるため、市民が寄付しやすい環境整備について検討します。</p>	<p>・市内NPO法人 29 団体 （平成 28 年 12 月 31 日現在）</p> <p>・NPO法人設立認証事務やNPOセミナーの開催。</p> <p>・公益活動事業補助金等の実施。</p> <p>・市内のNPO 法人に対する市民の寄附を促進し、NPO の活動を充実させるために、個人市民税の寄附金税額控除の対象となるNPO 法人を指定するための条例を制定している。（条例個別指定制度）</p> <p>・指定NPO法人 0 団体 （平成 28 年 12 月 31 日現在）</p> <p>（企画財政部で所管）</p>	<p>・引き続き、NPOへの支援を行う。</p>
5 2	<p>ボランティア活動の担い手育成</p> <p>■計画書 P70</p>	<p>① 人材の発掘・育成</p> <p>ボランティアセンター研修の開催などにより、地域の人材の発掘・育成に努めます。</p>	<p>・社会福祉協議会では、各種ボランティア研修を実施している。</p> <p>・ボランティア活動保険加入者数 平成 28 年度 1, 683 人 （4 月～12 月） （平成 27 年度 1, 439 人）</p> <p>・ボランティア派遣依頼数 平成 28 年度 149 件 （4 月～12 月） （平成 27 年度 133 件）</p> <p>・ボランティア派遣数 平成 28 年度 延1, 039 人 （4 月～12 月） （平成 27 年度 延1, 137 人）</p>	<p>・ボランティアの発掘・育成に向け、引き続き、ボランティア研修の充実などが図られるよう、継続した支援を行う。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
		② 学校での福祉学習の促進 福祉やボランティアに対する児童生徒の意識を高めるため、社会福祉協議会が中核となり、ボランティア活動の推進、福祉学習の充実や促進を図ります。	・ボランティア活動協力校として、市内全校に助成金を交付。 ・児童生徒の総合的な学習でのボランティア体験学習を実施。 ・社会福祉協議会では、夏休み中のボランティア体験事業を実施。	・社会福祉協議会が中核となり、引き続き学校等でのボランティア体験や福祉学習の推進が図られるよう、必要な支援を行う。
6 1	地域活動の連携強化 ■計画書 P71	① 社会福祉協議会の体制強化と活動支援 社会福祉協議会は、地域住民のニーズの把握とそれに対応するサービス体制を構築するなど、地域福祉活動の要としての役割を担っていることから、事務局体制の強化を図るとともに、引き続き活動に対する支援を行います。	・市から交付金による支援を行った。	・市からの交付金等により、運営の安定化が図られている。 ・引き続き活動の支援を図る。
		② 町内会・自治会などとの連携 町内会・自治会や地区社会福祉委員会は、地域の福祉、防犯・防災など、地域で発生する問題を地域で解決を図り、住民相互の親睦を図ることを目的に組織された自主的団体であり、高齢者や障がい者の支援や子どもの健全育成の役割が期待されます。そのため、地域福祉計画への理解と協力に向け、連携を図ります。	・市が主催する福祉に関する講演会の開催や制度の周知など、町内会・自治会への回覧などにより呼びかけを行った。 ・防災に関する研修や出前講座などを地域で開催した。	・地域課題解決のための身近なパートナーとして引き続き連携を図る。
6 2	活動の場の提供と意識啓発 ■計画書 P72	① 地域活動拠点の提供 より多くの市民が地域活動に参加できるよう、コミュニティ施設や住民集会所等の活用を図ります。	・地区住民センター等の備品更新、住民集会所の備品整備や補修整備に対する補助を実施することにより、地域活動拠点の整備を図った。	・引き続き活動の拠点整備に努める。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
		<p>② 地域福祉計画の理念と施策の意識啓発、広報活動</p> <p>地域での身近な課題は地域住民が自らの問題と捉え解決していくことが大事である、といった認識を行政と地域住民が共有できるよう、地域福祉の考え方の啓発を図ります。</p>	<p>・広報紙やホームページによるPR、出前講座の活用。</p>	<p>・引き続き、啓発に努める。</p>
基本目標4 その他の地域福祉の発展に向けて				
7 1	福祉活動と連携した地域活動の推進 ■計画書 P73	<p>① 民生委員児童委員との連携</p> <p>民生委員児童委員は、地域住民と福祉を結ぶ相談役として地域福祉の向上に大きな役割を担っています。</p> <p>そのため、地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見・解決に向け、連携を強化するとともに、研修会などを通じた資質向上に努めます。</p>	<p>・毎月開催される役員会で情報交換を実施するとともに、必要に応じて市の各担当部署からの福祉制度の情報提供などを実施している。</p> <p>・民生委員児童委員の協議会では、自主研修を実施するほか、初任者研修、専門研修等に参加し、専門知識の習得やスキルアップを図っている。</p>	<p>・地域住民の身近な相談役である民生委員児童委員と、引き続き連携を図る。</p>
		<p>② 大学との連携</p> <p>大学が持つ専門性や人材を地域福祉の推進に生かすため、大学から市の附属機関への参加や学生ボランティアの受入れなどを通して、大学との連携を図ります。</p>	<p>・平成 25 年 4 月から、地域の活性化や人材の育成などを目的に市と道都大学が包括連携協定を締結しており、学識経験者としての市の附属機関への参加や学生ボランティアの協力など、引き続き連携を図っている。</p> <p>市と道都大学の連携事業の一環として広葉交流センター内に設置しているサテライトキャンパスにおいて、学生が中心となって企画し、周辺地域にお住まいの認知症の方やその家族、地域住民などが、認知症について学んだり、交流を深めたりすることを目的とした「認知症カフェ」が10月から開催されている。</p>	<p>・引き続き、さまざまな取り組みについて連携を図る。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
		<p>③ 防犯対策など地域活動の促進</p> <p>高齢者や障がい者などが悪徳商法などの被害者とならないためには、普段からの見守りや声かけが重要です。そのため、社会福祉協議会が進めている地域の支援ネットワークの活用を図っていきます。</p>	<p>・社会福祉協議会が地区社会福祉委員会と協働して進めている地域福祉推進事業などの活動を支援している。</p>	<p>・引き続き、活動の支援を図る。</p>
7 2	<p>他の福祉計画との連携</p> <p>■計画書 P74</p>	<p>① 他の福祉計画との連携</p> <p>高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画で地域福祉に関連する施策、共通の理念で結ばれる取組みについては、地域福祉計画で定めることとし、個別計画との連携を図っていきます。</p> <p>また、社会福祉協議会の地域福祉実践計画は、地域住民の地域活動への参加を進め、市民の具体的な活動や地域活動実践者の組織づくりの指針となるものであることから、計画の実施にあたり市の地域福祉計画との一体的な取組みを図ります。</p>	<p>・平成 26 年度、各個別計画と連携して計画を策定しており、その後、計画に位置付けられた各事業について、個別計画と連携を図りながら進めている。</p> <p>・社会福祉協議会の地域福祉実践計画についても同様に連携して計画を策定しており、各事業について連携を図っている。</p>	<p>・計画策定時に個別計画との連携を図っており、その後次期計画策定までは毎年進行管理を実施していく。</p> <p>・次期計画についても、個別計画との連携のもと、地域福祉計画を策定する。</p>
8	<p>地域で安心して暮らせるバリアフリーの環境づくり</p> <p>■計画書 P75</p>	<p>① バリアフリーとユニバーサルデザインの推進</p> <p>北広島市福祉環境整備要綱や北海道福祉のまちづくり条例などに基づき、「だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくり」に取り組んでいます。公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、だれにもやさしいまちづくりを進めます。</p> <p>市営住宅について、子どもから高齢者までだれもが安心・快適に暮らせる居住環境の形成を目指し、ユニバーサルデザインを採用しており、今後もこの仕様での整備を進めます。</p>	<p>・市営住宅の建て替えや小中学校の大規模改修に合わせたバリアフリー化を導入している。</p> <p>・市営住宅共栄団地（3号棟）の建て替え工事に着工し、ユニバーサルデザインを採用している。（建設部で所管）</p>	<p>・民間事業者の協力を、引き続き求めていく。</p> <p>・引き続き、子どもから高齢者までだれもが安心・快適に暮らせる居住環境の形成をめざし、ユニバーサルデザインを採用し、今後もこの仕様での整備を図る。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
		② 建築物の耐震化 耐震改修促進計画に基づく公共施設、一般住宅の耐震化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設（学校体育館の非構造部材）の耐震化工事を実施した。（教育部所管） ・木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び改修の一部を助成する木造住宅耐震診断・改修支援事業を実施している。（建設部で所管） 	・引き続き、建築物の耐震化を図る。
9	地域福祉についてのさらなる連携強化 ■計画書 P76	② 今後の人口減少や少子高齢化社会の動向を見すえた地域福祉計画の定期的な点検、見直しを図ります。	・計画の進行管理のため、保健福祉計画検討委員会を開催し、他の個別計画の進捗状況を確認した。	・引き続き計画の進行管理を実施していく。
		② 市民参加による委員会での計画策定と進行管理を行います。	・委員の任期を3年間とし、計画策定から進行管理まで一体のものとしている。	・引き続き、市民参加を図る。
基本目標5 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり				
10 1	避難行動要支援者情報の把握と情報の集約、維持管理 ■計画書 P77~78	① 避難行動要支援者名簿による把握に努めます。	・市の各担当部署等から、避難行動要支援者名簿の対象者情報として、高齢者、障がい者、妊産婦等の情報を集約し、災害発生時に活用する避難行動要支援者名簿の更新を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者情報の更新や管理、転出などの異動情報の把握、提供用の名簿作成について対応するため、現在構築中の名簿管理システムを今後活用していく。 ・今後、定期的な名簿の更新に努める。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の実組み	評価と課題等
		② 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による地域活動のなかでの避難行動要支援者情報の把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者実態調査を実施し、対象者については情報把握が図られた。 ・高齢者、障がい者など、各担当部署においては、関係機関等との日常的な連携により一部情報の把握が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各担当部署において把握している情報を集約して、避難行動要支援者名簿として更新していく。
		③ 避難行動要支援者名簿について、災害時声かけ支援登録名簿をベースとして整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで整備していた災害時声かけ支援登録名簿対象者について、新たな名簿への登録希望、外部提供についての同意確認、緊急連絡先等の情報更新を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時声かけ支援登録名簿に登録していなかった避難行動要支援者名簿の対象者について、更新した情報に基づき、平常時から外部提供するための同意確認を進める。
		④ 集約した避難行動要支援者情報については、災害支援の目的以外には使用されないことがないよう、市と提供先で覚書を交わすなど適切な管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿に登録されている個人情報の適切な管理のため、市と提供先の団体において、順次協定の締結を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適切な管理に努める。
10 2	避難行動要支援者情報の共有と情報更新 ■計画書 P79	① 避難支援等関係者である自主防災組織、民生委員児童委員等との避難行動要支援者情報の共有を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に活用できる避難行動要支援者名簿の更新を行った。 ・更新した情報に基づき、平常時から外部提供するための同意確認を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時からの外部提供に同意した者の名簿について、準備ができしだい、提供先と順次協定を締結し提供を進める。
		② 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による避難行動要支援者の生活情報や連絡方法の日常的収集と情報更新を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から提供できる避難行動要支援者名簿については、6か月に1回程度の更新を予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時からの外部提供に同意した者の名簿について、準備ができしだい、提供先と順次協定を締結し提供を進める。 ・提供後は情報収集と定期的な更新（提供）に努める。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成 28 年度の取組み	評価と課題等
		③ 関係機関から要介護者や障がい者等の情報提供を受けながら、手上げ方式や同意方式により避難支援等関係者へ平常時の提供ができるよう、取組みを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の各担当部署等から、避難行動要支援者名簿の対象者情報として、高齢者、障がい者、妊産婦等の情報を集約し、災害発生時に活用する避難行動要支援者名簿の更新を行った。 ・これまで整備していた災害時声かけ支援登録名簿対象者について、新たな名簿への登録希望、外部提供についての同意確認、緊急連絡先等の情報更新を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時からの外部提供に同意した者の名簿について、準備ができしだい、提供先と順次協定を締結し提供を進める。 ・対象者情報の更新や管理、転出などの異動情報の把握、提供用の名簿作成について対応するため、現在構築中の名簿管理システムを今後活用していく。
10 3	災害時に支援が必要な人の見守りと緊急対応に備えた役割分担 ■ 計画書 P80	① 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による要配慮者に対する日常적인見守りを推進します。	・災害発生時に活用できる避難行動要支援者名簿の更新を行った。現在、更新した情報に基づき、平常時からの外部提供に対する同意確認を進めている。	・平常時からの外部提供に同意した者の名簿について、準備ができしだい、提供先と順次協定を締結し提供を進める。
		② 要配慮者との連絡や救援活動における関係機関等の役割分担、連絡体制の明確化を図ります。	・災害時に高齢者や障がい者などの要配慮者を適切に支援するための個別の支援計画や福祉避難所へ避難する場合の具体的な役割分担等について検討している。	・避難支援等関係者や福祉避難所の指定施設等と具体的な支援方法について協議していきながら災害時に備える。
		③ 要配慮者のうち、災害発生時に一般の避難所における生活が困難で配慮が必要な人の一時的な受入れの協力体制づくりに向け、市内の福祉施設や医療施設との連携を図りながら、特別な配慮がなされた福祉避難所の指定を進めるとともに物資・器材、人員確保等の体制を整備します。	・市内の福祉避難所（12施設）について、北海道の交付金制度を活用して必要な備品の整備を行っている。（総務部と連携）	・引き続き、市内施設等の新たな指定について検討していくとともに、必要な物資や人材の確保に努める。